

由良川減災対策協議会 規約

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし、名称を「由良川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、国、府、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、由良川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難行動、水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップミーティングや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(部会等)

第6条 事務局は、第5条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ部会等を置くことができる。

2 部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、福知山河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月18日から施行する。
本規約は、平成29年11月17日から施行する。
本規約は、平成30年9月27日から施行する。
本規約は、令和元年5月31日から施行する。
本規約は、令和3年5月24日から施行する。
本規約は、令和5年5月30日から施行する。

別表 1

(協議会委員)

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長
気象庁 京都地方気象台長
京都府 建設交通部長
福知山市長
舞鶴市長
綾部市長
宮津市長
西日本旅客鉄道株式会社 理事 近畿統括本部京滋支社長（福知山支店長）
WILLER TRAINS 株式会社 代表取締役社長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長

別表 2

(幹事会)

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 副所長
気象庁 京都地方気象台 防災管理官
京都府 建設交通部 砂防課長
京都府 中丹広域振興局 中丹西土木事務所長
京都府 中丹広域振興局 中丹東土木事務所長
福知山市 危機管理監
福知山市 建設交通部長
舞鶴市 市長公室長
舞鶴市 建設部長
綾部市 市長公室 危機管理監
綾部市 建設部長
綾部市 上下水道部長
宮津市 総務部長
宮津市 建設部長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社 副支社長
WILLER TRAINS 株式会社 安全監査室長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長代理